

活かしてナンボの会計

遺言の作成方法

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL : <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail : soumu@sdncpa.or.jp)



1. 遺言作成にあたっての考慮事項

遺言作成にあたっては、相続人が円滑に相続できるように①遺留分②相続税負担③自社株式や土地等の不動産の有効活用④二次相続の四点について、配慮することが重要である。

①の遺留分については、遺留分減殺請求による相続人の間で争いとなるいわゆる争族を避けるため、各法定相続人に対して、最低、法定相続分の二分の一である法定遺留分に相当する財産を原則として与えるようにすべきである。なお、次項で記載しているが、借入金等の債務があれば、その債務の負担も含めて、遺留分を算出すべきである。

②の相続税の負担については、相続税は現金による納税が原則であるので、各相続人が相続した現預金で納税可能となるように財産を分割すべきである。現預金が不足している場合は、土地等の物納や本コラムでも紹介した自社株式の納税猶予も検討すべきである。

③の自社株式や不動産の有効活用については、自社株式が分散してしまうと経営支配権が揺らぎ経営が不安定化するので、安定株主で少なくとも過半数以上の持ち株を有するように財産を分割すべきである。また、不動産が共有となると、所有者間のコンセンサスを得るのに時間と手間がかかるので、それぞれの不動産について、相続人の単独所有となるよう財産を分割すべきである。これらの結果、遺留分が侵害される相続人が生じると予想される場合には、本コラムでも紹介した遺留分についての民法特例の活用を検討すべきである。

④の二次相続の考慮については、残された配偶者の生活の安定が第一であり、この点については今回の民法改正により、自宅が配偶者に優先的に相続可能となるよう改正されている。二次相続については、一次相続における相続税の算出にあたり、遺産総額の二分の一まで相続税が課されない配偶者の税額軽減制度を活用して、遺産の半分を配偶者が相続すると、一次相続と同様の問題が、二次相続においても生じる可能性があるので配偶者も遺言の作成を検討すべきである。

2. 遺言の作成にあたってのその他の注意点

公正証書遺言は、公証人が作成するのでその法的な要件を満たしていると考えられることができるが、自筆証書遺言については、全文を自分で書き、日付、自署及び押印を必ず記載することが必要であり、そのいずれかが欠けていれば無効となる。

遺言執行者については、その指定がなくとも遺言自体が無効となることはないが、遺言の円滑な執行のためには遺言執行者を指定しておくべきである。遺言執行者は、未成年者及び破産者で復権を得ないもの以外は誰でもなれ相続人もなることができる。

記載上のポイントとしては、相続財産の記載漏れがあると、その漏れた分について遺産分割協議が必要となることを防ぐため「その他一切の財産を××に相続させる」との包括的な条項を記載すべきである。また、法定相続人に財産を承継させる場合は、その相続人が単独で相続できるようにするため、「相続させる」と記載すべきである。

借入金等の債務についても、無用な相続争いを避けるために、法定相続人の誰が負担するか記載すべきである。債務の負担については、遺言書に記載したとしても相続人間のみで有効であり、債権者は相続放棄しなかった法定相続人に対し法定相続分に応じた額を請求できるが、相続人間ではその相続人が相続債務をすべて承継することとなるので、債権者に弁済した相続人は、債務を負担すべき相続人に求償することができる。

遺言は、何度でも書き直すことができ、最後に作成された遺言書が有効となるので、自分の考えやそのときの状況に応じて作成し直すことが法律上認められている。